



出雲大社 御本殿

島根の歴史文化講座 第2講

## 寛文の出雲大社大造営と徳川幕府

島根県立古代出雲歴史博物館  
専門学芸員 岡 宏三

### ■今回のコンセプト

- ①取り上げる時代⇒寛文元年～6年(1661～66)
- ②出雲大社の「変革の契機」としての寛文造営(1661～67)  
中世→地方の大社  
近世→幕末に降るほど存在感を増す(神宮(伊勢)に対比される大社(出雲)へ)  
⇒ローカルな事象としてではなく、近世史(幕藩)における位置付けをおこなう。

### (1) 寛文直前の出雲大社

- ①千家・北島両国造体制
- ②神仏習合
  - ・鰐淵寺の祭礼参加  
(三月会等)  
尼子時代に濃厚となる
- ③本願制
  - ・造営・修繕の交渉  
同財務担当



「杵築大社近郷絵図」（北島家所蔵）より

### ■復古意識の出現

千家元勝日記(千家国造家文書。慶長頃)  
大社之儀、国造存基故ハ、天穗日命ヲハ、天照大神ヨリ大己貴尊へ付けまいらせる神也(略)  
瓊々杵尊御下向ノ時、あらハれたる(顯露)所ノ「王道」をハ  
瓊々杵尊へ御わたし、かくれたる(幽冥)所ノ「神道」ハ大己貴へわけ付也。  
それより穂日命ハ大己貴の御うしろミ(補佐)  
として神事祭礼、今如此也。



## 大社神法之儀条々目安(北島国造家文書。

1638頃)



神代ニ、大己貴命へ天照太神いまし(汝)かまつりことをつか  
さとらんハ天穗日命、是也。  
如此神勅ヲうけ、穗日命より以来、神火神水を以神慮一体と  
号ス。  
此故、於大社之神道は、ほんしゃくゑんき(本迹縁起)の神道  
と号ス。

○中世の祭神→スサノヲ(国引きの後、また大蛇退治の後に  
立てた宮=出雲大社)

○16世紀末~

・『日本書紀』『出雲國風土記』

①オオナムチのために造営された宮を再認識

②天穗日命(出雲國造の祖)→オオナムチの司祭者を再認識

⇒祭神をオオナムチに復し、後世の仏教を  
混じえず、オオナムチの唯一正統な司祭  
者として祭祀を行うことをめざす

## ■寛永8年(1632)鰐淵寺排斥事件

3月 大社側、三月会における鰐淵寺衆僧の  
本殿昇殿を拒否

6月 鰐淵寺、松江藩に訴え出る

7月 鰐淵寺、上野寛永寺に訴える

⇒鰐淵寺、翌年より再び三月会に出仕

\* 背景に南光坊天海(1538?~1643)の存在



## ■松平直政と黒沢石斎

藩主:初代松平直政(秀康3男。1666より  
2代綱隆)

寛永15(1638)信州松本から出雲へ加増  
転封

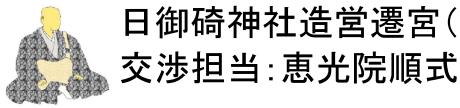
寛文1~6(1666)徳川・越前系松平の長老  
家老:村松内直賢

儒臣:黒沢石斎(伊勢外宮長官檜垣氏  
家臣・与村氏。林羅山の高弟の  
一人)・小島道慶(林鷺峰門人)



## 出雲大社造営認可の流れ

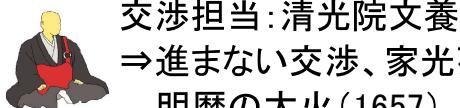
・正保元年(1644)



日御碕神社造営遷宮(幕府、銀1200貫支出)

交渉担当: 恵光院順式

・正保3年(1646)



幕府、出雲大社造営を認可

交渉担当: 清光院文養

⇒進まない交渉、家光死去(1651)、

明暦の大火(1657)

・万治元年(1660)12月

幕府、出雲大社造営再認可

## ●石斎の大社(両部神道)批判①



承応2(1653)黒沢石斎、出雲大社を参拝

・正殿南向、柱は九本、何も丹青にて彩り、後の不聖不丹  
(土塗らず色塗らず)といふ聖法神勅とは事かはれり

・天人の五衰は仏書に見えたり。神明に五衰三熱といへる事、理道(当)心地の神道(神道=歴代天皇に継承されてきた王道)には一向なき事なり。皆浮屠(僧侶)の託説妄語なり。

## ●石斎の大社(両部神道)批判②

・社とも阿良々伎とも見分けがたし。社の西に輪蔵あり。三重塔あり。大日堂は大日堂は胎蔵界、本尊は行基菩薩の作なりとほこる。



佐草自清(当時「社中の学者」ともてはやす)

・仰の如く上古の神風は仏法の息を退け侍る(略)皆尼子経久が建立なり。我もとより仏神氷炭の差別を知らざるにはあらねども、国主の旨そむきがたき故

## 石斎大社参詣後

石斎・自清

⇒「親しき学友」となる

『懐橘談』執筆

⇒社中の人々あまた是を見及び、終には国造も一覽ありける(略)此頃は「いと珍し」とて、あまねく人のもてはやす書

⇒神仏分離志向の共有化

寛文元年(1661)8月、松江藩、出雲大社に造営許可を通達



## (2)寛文年間(1661～73)の幕府

將軍:4代徳川家綱(1641～80)

父家光の代に幕藩体制ほぼ確立

慶安4(1651)家光没。10歳で將軍宣下

將軍補佐:保科正之(家綱叔父)

寛永の遺老

松平信綱・阿部忠秋・同重次・松平乗寿

家綱側役→政権後半、老中に昇進

牧野親成・土屋数直・久世広之



## ■今回の関係人物

戦乱の時代の終焉  
「武による支配」から  
「文(徳治)」による支配へ

### ○近世儒学

宋学(朱子学)から出発  
(「理」「氣」に基づく)  
仏教からの独立  
(排仏)  
「儒家神道」の出現

## A.幕府の大社造営交渉体制

### 徳川家綱

保科正之(顧問・相談役)・老中 — 儒官・林鷦鷯峰(春斎)  
寺社奉行 作事奉行 書物奉行・浅羽三右衛門  
井上正利・加々爪直澄 大工頭(鈴木修理・木原内匠)  
地割(福田徳兵衛・坂本三右衛門・井出清左  
衛門・大橋喜右衛門・川合利兵衛)  
江戸大工(松井茂左衛門・日向少介)  
宮大工(二郎左衛門)

## B.松江藩の大社造営交渉体制

### 松平直政(補佐:綱隆)

家老:村松直賢

### 江戸屋敷

用人:塩見小兵衛・右筆:山中忠左衛門  
儒者:黒沢石斎・小島道慶(林鷦鷯峰門人)

京 京都留守居:片岡清兵衛

松江 寺社奉行:垂水十郎右衛門

### 杵築

造営大奉行:岡田半右衛門・平野五郎左衛門  
下奉行:松井半之助・岡田善兵衛・玉井源  
兵衛・小出佐左右衛門

### C.大社の造営交渉体制

国造:千家尊光



千家方上官



名代:長谷正之・島倫重

別火  
寄合

国造:北島恒孝

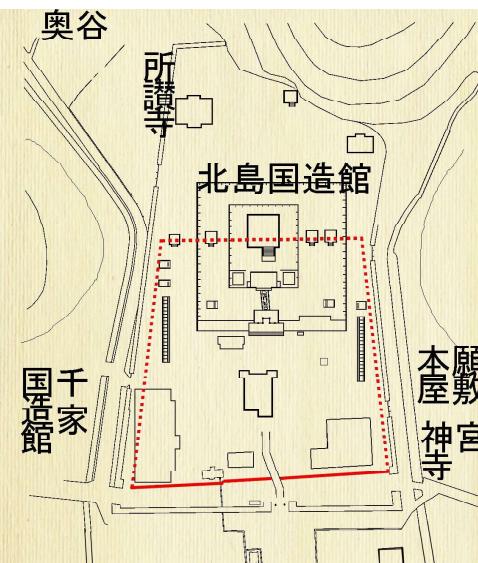


北島方上官



名代:佐草自清

本願:清光院文養



### ■当初の造営構想

寛文元年7月;松江藩

①本殿=8丈(正殿造、矧柱、銅板葺き。他は慶長本殿と同様)

②他の社殿=従来の形式  
規模で再建

③境内拡張(北島国造館を  
神宮寺東側へ移転)

④境内の仏閣は  
修理にとどめる

### ■構想の修正

11月14日、12月6・19日

翌2年2月14・29日、3月6日  
名代佐草・島、鈴木修理らと  
協議、本殿設計修正要望



3月29日  
井上正利「大神宮は天下の  
宗廟、大己貴トテモ御手下  
(略)後年続キかね大社たい  
てん可仕」

4月5日



井上正利「大社の儀は伊勢  
に続き御造営不被成候ては  
不叶社に候。其故は日本の  
主にて候。六十余州の一宮  
は皆大己貴也」

塩見小兵衛「悉皆新御造営  
に御座候ハヽ、いか様も積リ  
見可申候、人足之儀  
ハ御奉公ニ可仕候」

### ■交渉のポイント

①幕府(寺社奉行井上) 当初は旧来踏襲・緊縮予算の姿勢⇒一転して積極的支持「大己貴は伊勢ニ続キタル神」⇒銀2000貫支出決定

②松江藩、大社側を全面支援

③幕府・松江藩との交渉協議⇒一貫して名代佐草・島  
(本願は全く関与せず=本願の関与排除)

\* 松江藩・大社の新たな積極的造営希求  
⇒本願では幕府への説明能力不足

## ■本願の反撥

5月5日 本願、幕府に大社の非を訴える



- ①江戸出府中に大社側が本願領を横領した
- ②管理している歴代造営関係文書を横領しようとしている
- ③今の国造は外部から国造職を買収して就任した者  
ところが…

井上→塩見「ムサト(軽率、取るに足らない)申事、いやニテ候」



塩見、本願訴状の写しを佐草らに渡す。

佐草、反駁書草案作成→黒沢・塩見校正、山中清書、直政内容確認。



## その後の展開

6月 9日 寺社奉行所(井上正利屋敷)で対決



18日 佐草・島、塩見の指示で井上へ「本願悪口目安(訴状)」提出。



加々爪「半氣遣(ママ)自滅」  
井上「神罰口ただ両人の者、慈悲は  
加え候え」



判決→本願虚言、慥かならざる証文共差し出し、  
不届き明白に依り、本願職没収(略)  
御慈悲を以て杵築追放

## ■神仏分離の公認

6月16日



佐草「大社、唯一神道に候へ共、近代両部にまかり成候が、  
神道再興の時節(略)恐れながら御言葉をかり申たく」



井上「其の方より申し候へ。洗すすぎたる様に仕り候へ」

7月21日

井上「か様有難き大社に両部不相応、早々取り除き然るべし」

11月2日



岡田半右衛門「太守様(直政)御窺いなされ候  
へば、「菟角両部は入らざる者に候間、破却  
なされ候へ」と申し來り候」

## ■構想の変更

①寺院堂塔の修理⇒破却・移転

②境内拡張⇒北島国造館は本願屋敷・神宮寺跡地へ

③本殿8丈正殿造、形式は慶長度とおり⇒本殿8丈、出組・  
彩色など装飾性を排除

④他の社殿は修理⇒すべて建て直し(ただし経費は2000貫  
の内で収める)

⑤「文庫」を新規建造 \*

## ●神仏分離・全面的造営成功的背景

- ①古典研究の進展(『日本書紀』『先代旧事本紀』『古事記』ほか)  
従来の一部公家・寺院のみならず、武家、庶民も秘伝口授から知識共有へ
- ②為政者層に儒学が支持される(林羅山(林家)系を中心に)
- ③吉川惟足の幕閣・徳川一門への吉田家再興運動
- ④井上正利の師⇒山崎闇斎(後に垂加神道を興す)

## ■他藩の事例

### \*藩主が主導\*

#### ①会津藩

藩主:保科正之



寛文元年(1661)

吉川惟足と面談・  
支持

寛文5年(1665)

山崎闇斎に師事



### 政策

寛文4年(1664)

●式内社など由緒ある神社  
の再興・保護

●新興の寺社、神仏習合色  
が濃い神社の整理廃止

#### ②岡山藩

藩主:池田光政



●寛文6年(1666)

神社整理

11, 130社⇒603社

寺院整理

1, 044ヶ寺⇒481ヶ寺

●寺請制を神道請けにする

#### ③水戸藩

藩主:水戸光圀



●寛文6年(1666)

村鎮守の制度化

「權現」号⇒「明神」号へ

八幡社の破却

寺院整理

2, 088ヶ寺⇒990ヶ寺

## 会津・岡山・水戸の場合

### 藩主主導

幕府の「神社条目」・吉川惟  
足の影響

藩主の儒学的倫理に基づく  
藩領全域にわたる寺社整理

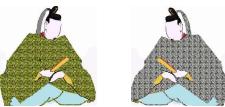
## 松江藩の場合

出雲大社と大社関連の神  
社のみ

後に他の神社でも次第に神  
仏分離の流れへ

### (3)「文庫」の建設

①造営計画になかった建物



②寛文元年閏8月15日

両国造家協議「御宮へ文庫并書物、このたび成され候様に、江戸御奉行様へ御訴訟申たく」



③寛文2年1月25日

佐草・島、幕府紅葉山文庫の書物奉行浅羽成儀に面会



④7月11日

井上正利「文庫を立て、神書を集め候事、能き心懸け」

### ■背景

①黒沢石斎の実兄⇒与村弘正



②慶安4年(1647) 与村弘正・外宮権祢宜の度会(出口)延佳、神学興隆のため、外宮近傍に「豊宮崎文庫」創設(林羅山・鷺峰も賛同)

③出口ら朝廷より位階下賜。一部祠官らが幕府寺社奉行に訴訟、出口ら勝訴(寺社奉行井上正利)

⇒大社側も石斎を通じて「文庫」のことは知っていたはず

### ■文庫創設準備

寛文2年8月22日



佐草・島、伊勢神戸(鈴鹿市)の林光寺に「禁河十二書」借用

24日 内宮権祢宜・腹巻主膳から「神系図・



外宮御鎮座之記」受け取る

同日 与村弘俊(石斎の甥)の案内で豊宮崎文庫見学、文庫の差図借用、林光寺からも「日本紀神代抄」借用

寛文4年閏5月24日

江戸大工松井茂左衛門、豊宮崎文庫の差図を基に文庫の設計図作成

### ■文庫完成

①寛文7年落成⇒伊勢内宮の林崎文庫(貞享3(1686)年)よりも先行

②「神書・歌書・儒書」を購入

③各方面からの書籍奉納(水戸光圀『公卿補任補闕』ほか)

④明治7年(1874)「書籍縦覧所」として一般にも公開

## (4)「神社条目」の発布

幕府

寛文5年(1665)7月11日付、8月8日発布

寺社に朱印状(將軍による領地安堵状)発給に伴う  
「神社条目」「寺院条目」「寺院下知状」発布  
寺社全般の基本的ありかた、幕府の方針を示す

### ■神社条目の問題

#### 第2条

社家の官位は従来通り執奏(特定の公家)を通じて朝廷から得ること

#### 第3条

無位の社人は白張を着用。その他の装束は吉田から許状を得ること

⇒執奏を持たない社家は吉田家が出す

⇒斎服等の装束も吉田家の免許が必要

=神道裁許状 ⇒吉田家による神主支配公認

### 「吉田家」と「吉田神道」

- ①室町時代、天児屋命の子孫を主張する吉田兼俱が創始
- ②元本宗源神道⇒国常立命以来継承される神道として「論理的に体系化・整備された神道」
- ③三檀行事(十八神道・宗源行事・神道護摩)・神道灌頂等の行事の整備⇒神仏習合に代わる行法・祈祷法
- ④諸国の神職に「神道裁許状」を発行  
\*「神社条目」は吉田家の全国神社支配を公許するもの

### ■出雲大社の反撥

出雲国造は、古く鎌倉将軍家・朝廷から「出雲国(神社)惣檢校職」を認められ、出雲国内の神社に裁許状を発行している吉田家の支配を受けず、出雲国内の神社への裁許状は大社が発行すべき

⇒実際には中世の「惣檢校職」は、出雲大社関連の神社に關してのみ。

⇒最古の裁許状発行例(天正年間。国造北島久孝より、備後国天戸明神(広島県西城町天戸神社)目崎左衛門尉大夫あて)

## ■大社側の対応

寛文6年(1666)4月22日

佐草自清、

A.訴状(「謹而言上」)

B.「勘文」(訴えの根拠となる証拠史料の抜粋)案作成

江戸藩邸の塩見小兵衛と協議。黒沢石斎が加筆修正

5月9日 幕府寺社奉行井上に提出

## ■幕府の回答

6月11日 寺社奉行井上



①老中の指令⇒訴状のとおり「有り来たる通り守り候らえ」

②末代のため朝廷から「永宣旨」を下付されるべきだが、佐渡守(京都所司代牧野親成)が病中なので日数がかかる

塩見「先規の如く」とは、雲州の社家、ただ今  
まで仕来たる通り」ということか?」



井上「いかにもその通り(略)「両国造窺いの段、  
もっとも」と、御老中御ほめなされ候」



## ■その後の流れ

寛文7年(1667)3月

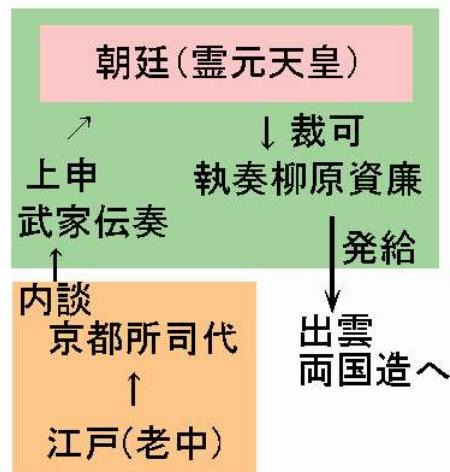
幕府、「御執奏之奉書(老中連署奉書)」を京都所司代へ送付

5月

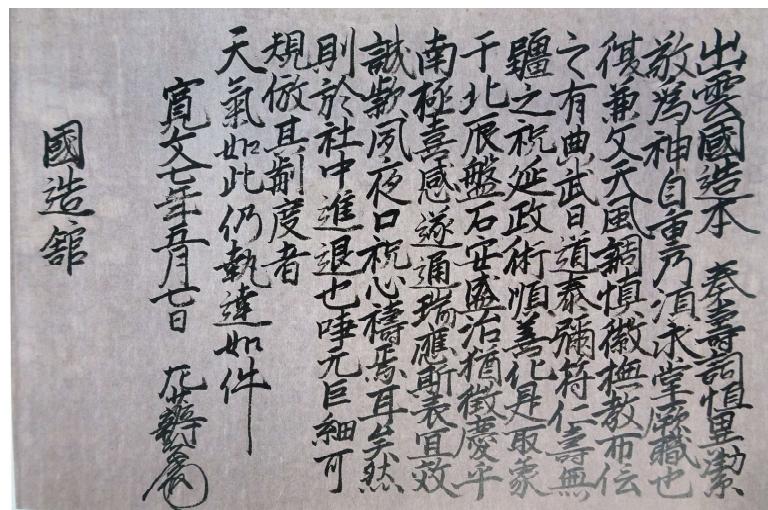
執奏柳原資廉「永宣旨」発給

8月

千家・北島両国造家へ「永宣旨」下される



永宣旨 北島国造家所蔵



## ■他の神社の対応

①「吉田家」を執奏とすることへの反撥

寛文8年(1668)二十二社(伊勢、石清水、上下賀茂、松尾ほか)、大社、鹿島、香取、諏訪、熱田、紀伊日前、熊野、阿蘇、宇佐の執奏は行わないと申出る(吉田勘文)

②現実には鹿島、香取、諏訪などは吉田を執奏として位階(吉田官)を受ける、または十八神道などの行法を伝授される

⇒出雲大社の反撥は全国でも突出した事例。

なぜなのか？

## ■出雲国造家のこだわり

高皇產靈尊の神勅(『日本書紀』神代上、第五段、一書第二)

①大己貴神=神事(幽事)の統治

②祭祀者=天穗日命(出雲国造)

寛文2年(1662)7月12日

井上「さて、神道は伊勢と一つか」

佐草「御意の通り往古一致にて御座候。吉田家は少しも用い申さず」

\* 大社⇒次第に山崎闇斎の  
垂加神道受容へ



## ■「惣檢校職」の問題

当初の大社・松江藩・幕府の解釈

⇒寛文8年(1668)寺社奉行垂水十郎右衛門書状

出雲国内の神主は吉田家・「惣檢校」出雲大社のいずれから装束の免許を受ける(支配を受ける)こと

元禄10年(1697)杵築・佐陀争論

幕府の裁定⇒「永宣旨」に「惣檢校」の文言がない

出雲国6郡半⇒出雲大社 3郡半⇒佐陀大社

\* 幕府内の世代交代により解釈が変わる

## ●まとめ●

出雲大社における大造営・神仏分離・永宣旨獲得の成功

寛文年間

⇒社会的原典回帰(『日本書紀』ほか)

⇒幕府・徳川一門等をはじめとする儒学(+儒家神道)の急速な受容

⇒家綱政権下における保科正之の影響力

\* 絶妙に好条件が揃っていた

家光政権では慶長造営踏襲、綱吉政権では  
造営費削減等がなされた可能性